

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、福祉医療費の助成(ひとり親、重度障がい)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・福祉医療の助成(ひとり親、重度障がい)に関する事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	福祉医療費助成事務
②事務の概要	＜大田市福祉医療費助成に関する事務＞ ・大田市福祉医療費助成条例（平成17年大田市条例第105号）及び大田市福祉医療費助成条例施行規則（平成17年大田市規則第59号）に基づき、重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る大田市福祉医療費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	(1)福祉医療システム(2)中間サーバー(3)団体内統合宛名システム(4)Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)福祉医療情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。第9条第2項、第19条第6号 ・大田市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・大田市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大田市総務部 総務課法令係 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話：(0854)83-8012
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話:(0854)83-8154
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録等の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスについては担当部署に所属する職員のみ限定しており、不必要な情報を付与しないことで目的外使用対策を行っている。さらに、パスワードと生体認証によってシステムへのログインを限定し、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	I－5.－②所属長	市民課長 清水 隆	市民課長 川村 直孝	事後	人事異動
令和1年5月14日	I－5.－②所属長の役職名	市民課長 川村 直孝	市民課長	事後	様式変更のため
令和1年5月14日	Ⅵリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成28年9月13日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和2年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年6月22日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
令和3年7月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号で定める事務及び情報を定める命令 大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号で定める事務及び情報を定める命令 大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	令和3年度番号利用法改正に伴う引用条文の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)福祉医療システム	(1)福祉医療システム(2)中間サーバー(3)団体内統合宛名システム	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項、第19条第6号 ・大田市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号で定める事務及び情報を定める命令 大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	・番号法第19条第9号 ・大田市番号法に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	
令和7年12月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年12月9日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年6月4日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	大田市福祉医療費助成条例に基づき対象者(ひとり親、重度障がい)に医療費助成事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①対象者の給付資格 ②福祉医療費受給者証の交付事務 ③保険給付の支給に関する事務	＜大田市福祉医療費助成に関する事務＞ ・大田市福祉医療費助成条例(平成17年大田市条例第105号)及び大田市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年大田市規則第59号)に基づき、重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る大田市福祉医療費助成に関する事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH活用による情報連携開始
令和8年6月4日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)福祉医療システム(2)中間サーバー(3)団体内統合宛名システム	(1)福祉医療システム(2)中間サーバー(3)団体内統合宛名システム(4)Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH活用による情報連携開始
令和8年6月4日	I－5.－①部署	環境生活部 市民課	市民環境福祉部 市民課	事後	機構改革に伴う部署名の修正
令和8年6月4日	I－8.連絡先	大田市環境生活部 市民課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話：(0854)83-8154	大田市市民環境福祉部 市民課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話：(0854)83-8154	事後	機構改革に伴う部署名の修正